

# 総会

配布：一般

2014年4月15日

原文：英語

## 人権理事会

### 第25会期

#### 議事日程議題3

発展の権利を含む、あらゆる人権、市民的、政治的、  
経済的、社会的および文化的権利の促進並びに保護

#### 人権理事会により採択された決議

#### 25/22.

国際人権および人道法を含む、国際法に従ったテロ対策並びに軍事作戦における遠隔  
操縦航空機および武装無人機の使用確保

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則、とりわけその第2条4項に基づき、

数ある権利の中で、人の生命、自由および安全に対する権利を認識している、世界人権宣言を  
再確認し、

ウィーン宣言および行動計画に記されている原則もまた再確認し、

市民的および政治的権利に関する国際規約並びに経済的、社会的および文化的権利に関する国  
際規約の諸規定を更に再確認し、

2013年12月18日の総会決議68/178およびテロ対策中の人権および基本的自由の保護に関する2012年3月23日の人権理事会決議19/19を想起し、

テロ対策中の人権および基本的自由の保護に関する特別報告者の総会に対する報告書<sup>1</sup>および人権理事会に対する報告書<sup>2</sup>に反映されたように、遠隔操縦航空機または武装無人機の使用から生じる文民犠牲者に使い懸念を表明し、

教育の妨害、宗教的や文化的慣行を徐々に蝕むことおよび二次攻撃に合うという恐れのために無人機攻撃の被害者を支援することに気が進まないことを含む、個人、子ども、家族および地域共同体に関する遠隔操縦航空機または武装無人機の幅広い影響に懸念を表明し、

全ての者のための人権の促進と保護および法の支配は、テロとの闘いにとってまた効果的なテロ対策措置と人権の保護は、矛盾している目標ではなく、補完的でありまた相互に強化しているものであることを認識することによって不可欠であることを再確認し、

全てのテロ対策措置は、国際人権法、国際人道法および国際難民法を含む国際法のもとでの自らの義務に従って国家により履行されるべきこと、そのことにより、民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者を含む、全ての者の人権を十分に考慮しつつ、そしてこれに関連して人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身等の理由で差別してはならないことまた再確認し、

人権理事会の第25会期に同理事会に対して発表された、テロ対策中の人権および基本的自由の保護に関する特別報告者の報告<sup>2</sup>および総会の第68会期に総会に提出された裁判外の、即決のそして恣意的な処刑に関する特別報告者の報告<sup>3</sup>に感謝しつつ留意し、

2013年8月13日の事務総長により、そして2013年8月19日に安全保障理事会に対してまた2013年5月27日の人権理事会第23会期の並びに2014年3月3日と6日の人権理事会第24会期の人権理事会に対して国際連合人権高等弁務官により行われた、遠隔操縦航空機の使用に関する

---

<sup>1</sup> A/68/389.

<sup>2</sup> A/HRC/25/59.

<sup>3</sup> A/68/382.

声明を歓迎し、

遠隔操縦航空機または武装無人機の使用の人道および人権への影響を強調することにおける市民社会組織の役割を称賛し、

1. 全ての国家に対し、遠隔操縦航空機または武装無人機の使用を含む、テロ対策のために用いられたいかなる措置も、国際連合憲章、国際人権法および国際人道法を含む、国際法のもとでの自らの義務、とりわけ予防、区別および均衡の原則、を遵守することを促す。

2. 国家に対し、遠隔操縦航空機または武装無人機の使用に関する自らの記録に透明性を確保することおよびその使用により生じた国際法の違反の兆候がある場合には何時でも迅速な、独立したそして公平な調査を実施することを求める。

3. 国際連合人権高等弁務官および人権理事会の関連する特別手続並びに人権条約機関に対し、自らの職務権限の枠組内で、遠隔操縦航空機または武装無人機の使用の結果である国際法の違反に、注意を払うことを招請する。

4. テロ対策中の人権および基本的自由の保護に関する特別報告者の報告において提起された問題について、既存の資源の範囲内で、人権理事会の第 27 会期に双方向のパネル・ディスカッションを計画することを決定し、そして高等弁務官事務所に対し、パネル・ディスカッションへの参加を確保する目的で、国家、関連する国際連合組織および機関、関連する特別手続、市民社会並びに他の利害関係者と連絡をつけることを招請する。

5. 高等弁務官事務所に対し、人権理事会の第 28 会期に、パネル・ディスカッションの議論の要約を提出することを要請する。

第 55 回会合

2014 年 3 月 28 日

[27 対 6、棄権 14 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

**賛成：**

アルジェリア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、キューバ、ガボン、インドネシア、アイルランド、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モロッコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

**反対：**

フランス、日本、大韓民国、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

**棄権：**

オーストリア、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、ドイツ、インド、イタリア、モンテネグロ、ナミビア、ルーマニア、アラブ首長国連邦]